

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 8 9 号				
件 名	新潟市職員措置請求の審査においては、監査委員の除斥の適正な運用を求めることについて				
要 旨	<p>令和元年6月に請求した新潟市職員措置請求は、新潟市無料法律相談業務についての問題でした。その際、新潟市監査委員の一人は弁護士であったため、自治法第199条の2の規定により、監査できず、除斥されました。</p> <p>令和4年2月24日に請求した新潟市職員措置請求は、介護保険料納入額のお知らせの発送の際、印刷業者にデータの集計期間を間違えて指示した問題でした。代表監査委員と介護保険課の担当者は、以前に行政経営課で課長と係長の関係でした。また、担当者は、少なくとも3年以上は監査委員事務局に勤務していました。</p> <p>弁護士が除斥されたのであれば、代表監査委員も除斥されるのではないのでしょうか。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 除斥の適正な運用をすること。 2 代表監査委員は前新潟市役所職員を任用しないこと。 				
付 託 年月日 委員会	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">令和4年9月6日</td> <td style="padding-right: 10px;">第1項 第2項</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td>総務常任委員会</td> </tr> </table>	令和4年9月6日	第1項 第2項	}	総務常任委員会
令和4年9月6日	第1項 第2項	}	総務常任委員会		
受 理	令和4年8月31日 第225号				